

第1種鶯巣漁港における

① 放置等禁止区域指定

② プレジャーボート係留指定施設のお知らせ

鶯巣漁港においては、次のとおり放置等禁止区域及びプレジャーボート用係留指定施設を指定しました。今後、プレジャーボートを係留しようとする方は、許可を受けて使用していただくことになります。

● ①について

漁港漁場整備法第39条第5項各号列記以外の部分の規定及び同項第2号の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び物件を指定します。

放置等禁止物件	漁船を除く船舶
放置等禁止区域	図に示す防波堤と防砂堤の先端を結んだ線及び水際線に囲まれた水域

● ②について

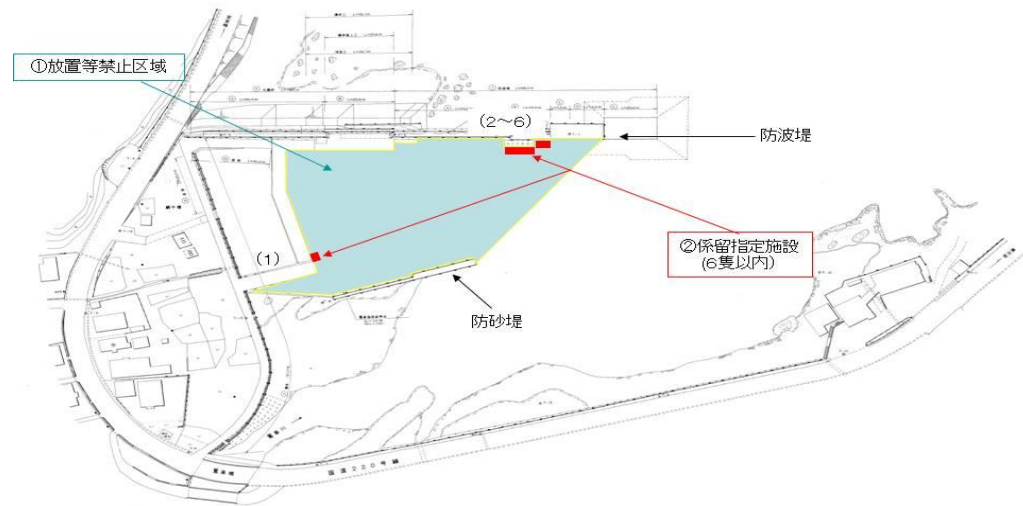
宮崎県漁港管理条例第10条第1項の規定によりプレジャーボートが使用することができる施設を指定します。

なお、使用するには許可が必要です。油津港湾事務所へお問い合わせください。

(電話:0987-23-3125)

指定物件	プレジャーボート 主にスポーツやレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート等で、漁船や遊漁船を除く
係留指定施設	図に示す②係留指定施設

放置等禁止区域及び係留指定施設指定図



第1種鶯巣漁港 プレジャーボート対策

違反する行為をした場合、罰金・過料の対象となるので
ご注意ください。

なお、指定は平成23年8月1日より適用します。

宮崎県知事

第1種富士漁港における

① 放置等禁止区域指定

② プレジャーボート係留指定施設のお知らせ

富士漁港においては、次のとおり放置等禁止区域及びプレジャーボート用係留指定施設を指定しました。今後、プレジャーボートを係留しようとする方は、許可を受けて使用していただくことになります。

● ①について

漁港漁場整備法第39条第5項各号列記以外の部分の規定及び同項第2号の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び物件を指定します。

放置等禁止物件	漁船を除く船舶
放置等禁止区域	図に示す管理道路と防波堤の先端を結んだ線及び水際線に囲まれた水域

● ②について

宮崎県漁港管理条例第10条第1項の規定によりプレジャーボートが使用することができる施設を指定します。

なお、使用するには許可が必要です。油津港湾事務所へお問い合わせください。

(電話:0987-23-3125)

指定物件	プレジャーボート 主にスポーツやレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート等で、漁船や遊漁船を除く
係留指定施設	図に示す②係留指定施設

放置等禁止区域及び係留指定施設指定図



違反する行為をした場合、罰金・過料の対象となるので
ご注意ください。

なお、指定は平成23年8月1日より適用します。

宮崎県知事

第1種宮浦(鵜戸)漁港における

① 放置等禁止区域指定

② プレジャーボート係留指定施設のお知らせ

宮浦(鵜戸)漁港においては、次のとおり放置等禁止区域及びプレジャーボート用係留指定施設を指定しました。今後、プレジャーボートを係留しようとする方は、許可を受けて使用していただくことになります。

● ①について

漁港漁場整備法第39条第5項各号列記以外の部分の規定及び同項第2号の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び物件を指定します。

放置等禁止物件	漁船を除く船舶
放置等禁止区域	図に示す東防波堤と防波堤の先端を結んだ線及び水際線に囲まれた水域

● ②について

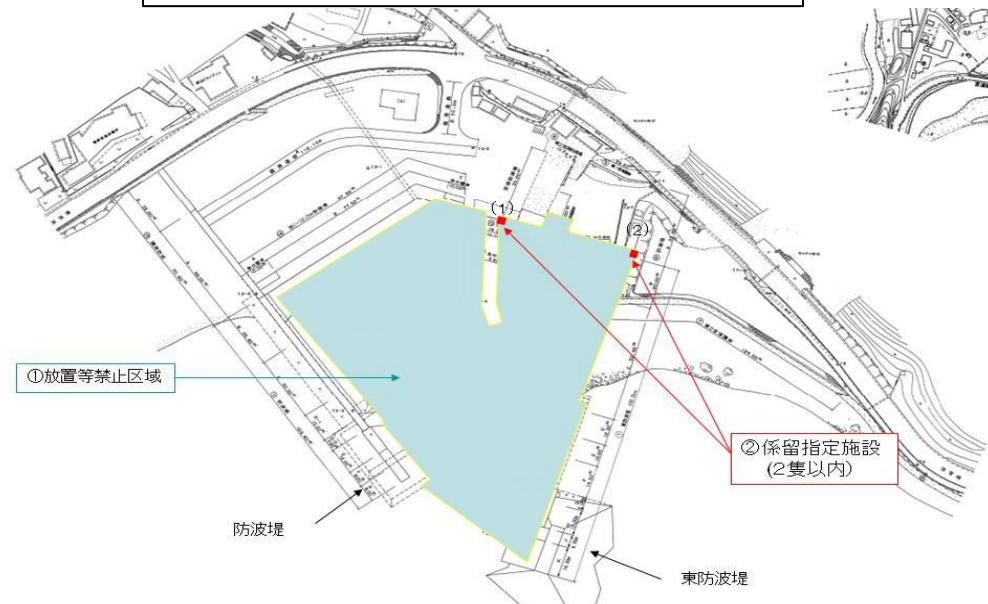
宮崎県漁港管理条例第10条第1項の規定によりプレジャーボートが使用することができる施設を指定します。

なお、使用するには許可が必要です。油津港湾事務所へお問い合わせください。

(電話:0987-23-3125)

指定物件	プレジャーボート 主にスポーツやレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート等で、漁船や遊漁船を除く
係留指定施設	図に示す②係留指定施設

放置等禁止区域及び係留指定施設指定図



第1種宮浦(鵜戸)漁港 プレジャーボート対策

違反する行為をした場合、罰金・過料の対象となるので
ご注意ください。

なお、指定は平成23年8月1日より適用します。

宮崎県知事

第1種鵜戸漁港における

① 放置等禁止区域指定

② プレジャーボート係留指定施設のお知らせ

鵜戸漁港においては、次のとおり放置等禁止区域及びプレジャーボート用係留指定施設を指定しました。今後、プレジャーボートを係留しようとする方は、許可を受けて使用していただくことになります。

● ①について

漁港漁場整備法第39条第5項各号列記以外の部分の規定及び同項第2号の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び物件を指定します。

放置等禁止物件	漁船を除く船舶
放置等禁止区域	図に示す東防波堤と西防波堤の先端を結んだ線及び水際線に囲まれた水域

● ②について

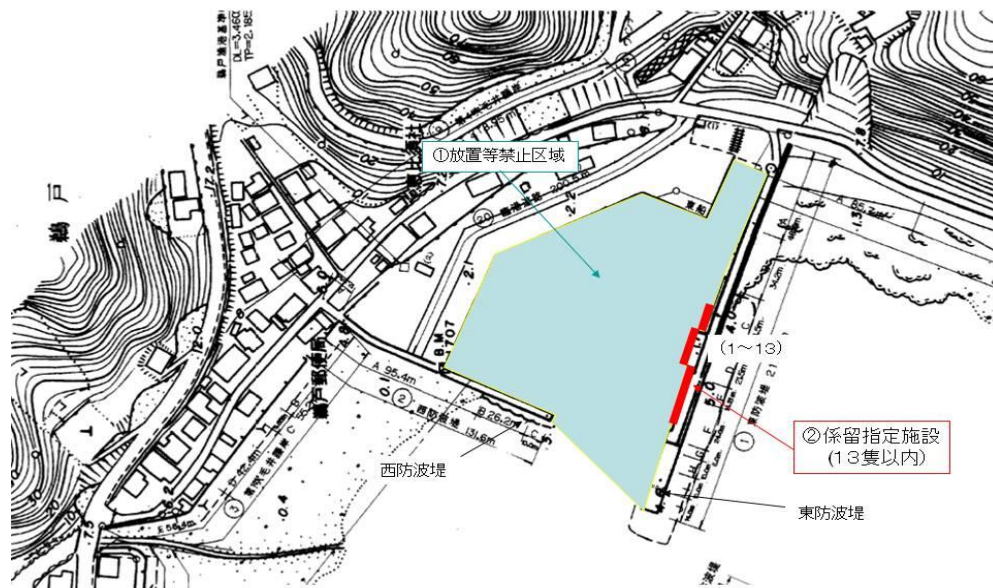
宮崎県漁港管理条例第10条第1項の規定によりプレジャーボートが使用することができる施設を指定します。

なお、使用するには許可が必要です。油津港湾事務所へお問い合わせください。

(電話:0987-23-3125)

指定物件	プレジャーボート 主にスポーツやレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート等で、漁船や遊漁船を除く
係留指定施設	図に示す②係留指定施設

放置等禁止区域及び係留指定施設指定図



第1種鵜戸漁港 プレジャーボート対策

違反する行為をした場合、罰金・過料の対象となるので
ご注意ください。

なお、指定は平成23年8月1日より適用します。

宮崎県知事

第1種鵜戸(大浦地区)漁港における

① 放置等禁止区域指定

② プレジャーボート係留指定施設のお知らせ

鵜戸(大浦地区)漁港においては、次のとおり放置等禁止区域及びプレジャーボート用係留指定施設を指定しました。今後、プレジャーボートを係留しようとする方は、許可を受けて使用していただくことになります。

● ①について

漁港漁場整備法第39条第5項各号列記以外の部分の規定及び同項第2号の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び物件を指定します。

放置等禁止物件	漁船を除く船舶
放置等禁止区域	図に示す防波堤と西防波堤の先端を結んだ線及び水際線に囲まれた水域

● ②について

宮崎県漁港管理条例第10条第1項の規定によりプレジャーボートが使用することができる施設を指定します。

なお、使用するには許可が必要です。油津港湾事務所へお問い合わせください。

(電話:0987-23-3125)

指定物件	プレジャーボート 主にスポーツやレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート等で、漁船や遊漁船を除く
係留指定施設	図に示す②係留指定施設

放置等禁止区域及び係留指定施設指定図



違反する行為をした場合、罰金・過料の対象となるので
ご注意ください。

なお、指定は平成23年8月1日より適用します。

宮崎県知事

第3種油津漁港における

① 放置等禁止区域指定

② プレジャーボート係留指定施設のお知らせ

油津漁港においては、次のとおり放置等禁止区域及びプレジャーボート用係留指定施設を指定しました。今後、プレジャーボートを係留しようとする方は、許可を受けて使用していただくことになります。

● ①について

漁港漁場整備法第39条第5項各号列記以外の部分の規定及び同項第2号の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び物件を指定します。

放置等禁止物件	漁船を除く船舶
放置等禁止区域	図に示す東防波堤と西防波堤の先端を結んだ線及び水際線に囲まれた水域

● ②について

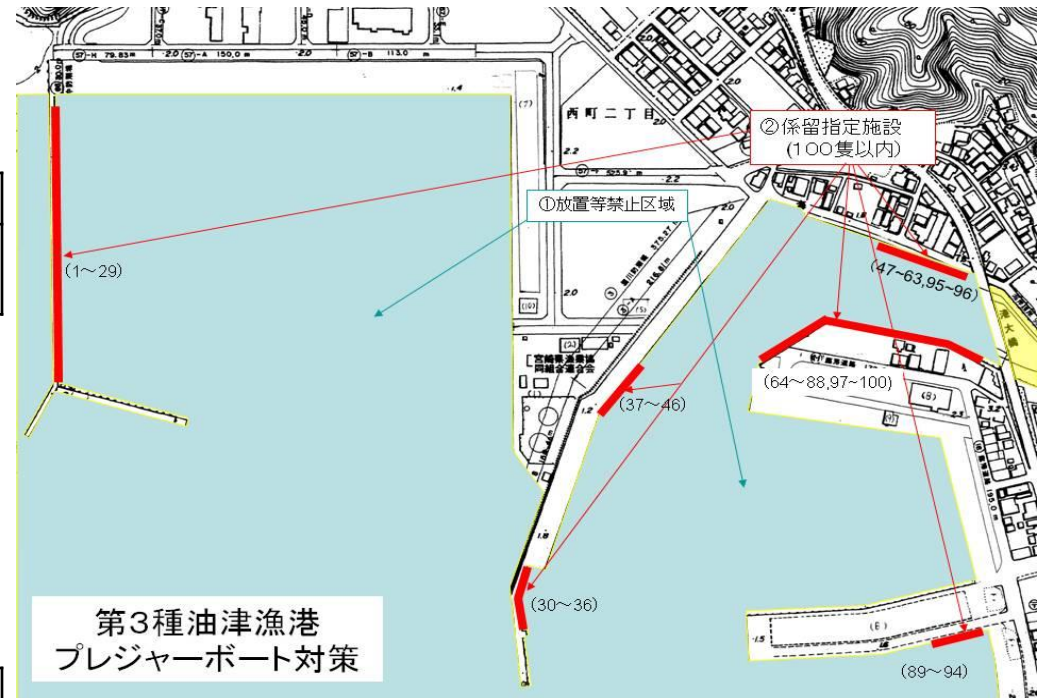
宮崎県漁港管理条例第10条第1項の規定によりプレジャーボートが使用することができる施設を指定します。

なお、使用するには許可が必要です。油津港湾事務所へお問い合わせください。

(電話:0987-23-3125)

指定物件	プレジャーボート 主にスポーツやレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート等で、漁船や遊漁船を除く
係留指定施設	図に示す②係留指定施設

放置等禁止区域及び係留指定施設指定図



違反する行為をした場合、罰金・過料の対象となるので
ご注意ください。

なお、指定は平成23年8月1日より適用します。

宮崎県知事

第2種大堂津漁港における

① 放置等禁止区域指定

② プレジャーボート係留指定施設のお知らせ

大堂津漁港においては、次のとおり放置等禁止区域及びプレジャーボート用係留指定施設を指定しました。今後、プレジャーボートを係留しようとする方は、許可を受けて使用していただくことになります。

● ①について

漁港漁場整備法第39条第5項各号列記以外の部分の規定及び同項第2号の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び物件を指定します。

放置等禁止物件	漁船を除く船舶
放置等禁止区域	図に示す東防波堤と西防波堤の先端を結んだ線及び水際線に囲まれた水域

● ②について

宮崎県漁港管理条例第10条第1項の規定によりプレジャーボートが使用することができる施設を指定します。

なお、使用するには許可が必要です。油津港湾事務所へお問い合わせください。

(電話:0987-23-3125)

指定物件	プレジャーボート 主にスポーツやレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート等で、漁船や遊漁船を除く
係留指定施設	図に示す②係留指定施設

放置等禁止区域及び係留指定施設指定図



違反する行為をした場合、罰金・過料の対象となるので
ご注意ください。

なお、指定は平成23年8月1日より適用します。

宮崎県知事

第3種目井津漁港における

① 放置等禁止区域指定

② プレジャーボート係留指定施設のお知らせ

目井津漁港においては、次のとおり放置等禁止区域及びプレジャーボート用係留指定施設を指定しました。今後、プレジャーボートを係留しようとする方は、許可を受けて使用していただくことになります。

● ①について

漁港漁場整備法第39条第5項各号列記以外の部分の規定及び同項第2号の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び物件を指定します。

放置等禁止物件	漁船を除く船舶
放置等禁止区域	図に示す南沖防波堤と沖防波堤の先端を結んだ線及び水際線に囲まれた水域

● ②について

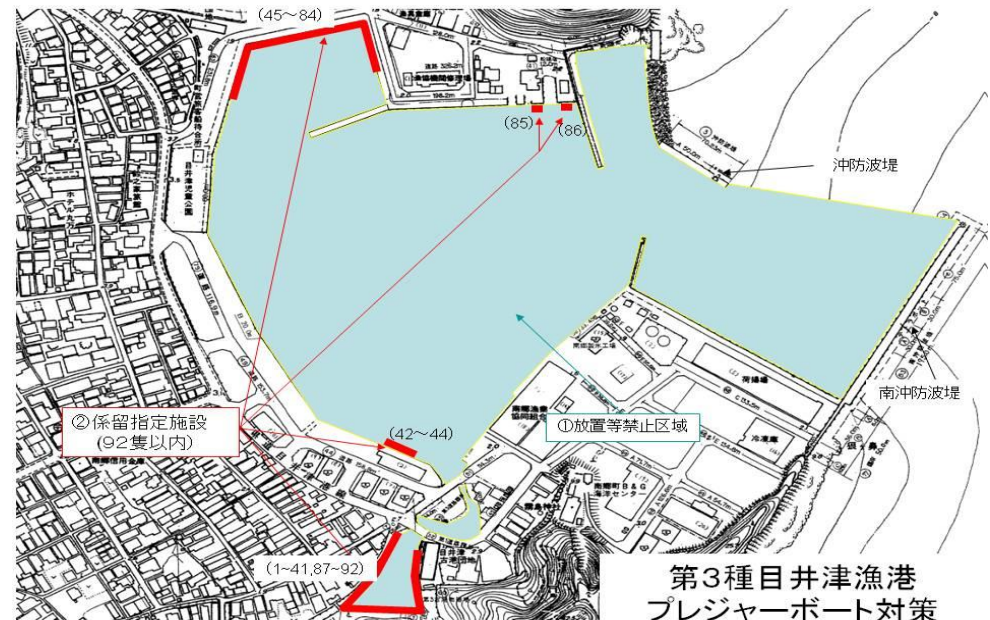
宮崎県漁港管理条例第10条第1項の規定によりプレジャーボートが使用することができる施設を指定します。

なお、使用するには許可が必要です。油津港湾事務所へお問い合わせください。

(電話:0987-23-3125)

指定物件	プレジャーボート 主にスポーツやレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート等で、漁船や遊漁船を除く
係留指定施設	図に示す②係留指定施設

放置等禁止区域及び係留指定施設指定図



違反する行為をした場合、罰金・過料の対象となるので
ご注意ください。

なお、指定は平成23年8月1日より適用します。

宮崎県知事

第1種夫婦浦漁港における

① 放置等禁止区域指定

② プレジャーボート係留指定施設のお知らせ

夫婦浦漁港においては、次のとおり放置等禁止区域及びプレジャーボート用係留指定施設を指定しました。今後、プレジャーボートを係留しようとする方は、許可を受けて使用していただくことになります。

● ①について

漁港漁場整備法第39条第5項各号列記以外の部分の規定及び同項第2号の規定により、次のとおり放置等を禁止する区域及び物件を指定します。

放置等禁止物件	漁船を除く船舶
放置等禁止区域	図に示す東防波堤と西防波堤の先端を結んだ線及び水際線に囲まれた水域

● ②について

宮崎県漁港管理条例第10条第1項の規定によりプレジャーボートが使用することができる施設を指定します。

なお、使用するには許可が必要です。油津港湾事務所へお問い合わせください。

(電話:0987-23-3125)

指定物件	プレジャーボート 主にスポーツやレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート等で、漁船や遊漁船を除く
係留指定施設	図に示す②係留指定施設

放置等禁止区域及び係留指定施設指定図



違反する行為をした場合、罰金・過料の対象となるので
ご注意ください。

なお、指定は平成23年8月1日より適用します。

宮崎県知事